

公益財団法人 テルモ生命科学振興財団

## 役員等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人テルモ生命科学振興財団（以下「この法人」という。）の定款第15条、第30条、第42条及び第44条の役員等の報酬並びに費用について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 役員等とは理事、監事、評議員、学術委員及び選考委員をいう。

- 2 役員等の報酬とは、この法人が役員等に対し、役員等の職務執行の対価として支払うものをいう。
- 3 費用とは、職務の執行にあたり、必要となる経費をいう。

### (役員等の報酬)

第3条 常勤の役員等の報酬は年額1000万円を超えない範囲で支給することができる。その額は評議員会にて決定する。

- 2 非常勤の役員等の報酬は、原則、評議員会、理事会及び学術委員会等へ出席した場合の日当としてその都度支給する。1人、1日あたり、20,000円(源泉所得税控除後の金額)を報酬等として支給する。またこのほか、必要の都度、50,000円(源泉所得税控除後の金額)を限度に報酬を支払うことができる。その額は評議員会にて決定する。
- 3 監事の監査に対しては、公認会計士の報酬基準や職務内容等を考慮し、1日あたり、50,000円(源泉所得税控除後の金額)を報酬等として支給する。
- 4 選考委員の助成者等の選考に対する報酬は、審査する件数、量、言語等を考慮し、年額500,000円を上限として、支給することができる。
- 5 理事、評議員、監事の退任に際しては、別表に定める退任慰労金を支給する。
- 6 役員賞与は支給しない。

### (報酬の支給方法、支給日)

第4条 常勤の役員等の報酬は、年額の12分の1を毎月支給する。

- 2 前項の報酬は、その月の月額全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の金融機関営業日に行う。

### (通勤手当)

第5条 常勤の役員等の通勤手当は、月額50,000円を上限として、実費で支給する。

2 通勤経路と交通機関は財団の指定したものとする。

(費用)

第6条 この法人は非常勤の役員等がその職務の執行に要する、交通費、宿泊費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(その他の取扱い)

第7条 常勤の役員等のその他の取扱は以下のとおりとする。

- (1) 傷害保険に加入し、業務上の傷害等に備える。
- (2) 年に1度、健康診断等を受ける。
- (3) 規定に従い慶弔見舞金を贈呈する。

(公表)

第8条 この法人は本規程を法令の定めにより公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

本規程は、当財団設立の登記の日から施行する。

別表 (第3条第5項関係)

理事、評議員、監事の退任慰労金支給額は、下記のとおりとする。

[支給の基準]

・役員等の就任期間

10年以上の場合	100,000円
3年以上10年未満の場合	50,000円
3年未満の場合	20,000円

- ・ただし理事、監事、評議員間の異動は退任とみなさない。
- ・退任時に出捐企業の役員、社員である者は対象としない。
- ・出捐企業の役員、社員であった者は、その期間を上記就任期間から差し引く。

【改訂履歷】

初 版	2012年4月 1日	
第 2 版	2014年6月19日	改訂
第 3 版	2015年6月23日	改訂
第 4 版	2016年6月20日	改訂
第 5 版	2017年3月22日	改訂
第 6 版	2019年6月24日	改訂